

分 別 収 集 計 画

令和元年 6 月

長 岡 京 市

長岡京市分別収集計画

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	3
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
(1) 牛乳パックリサイクル事業	4
(2) 環境美化推進モデル事業（エコタウン推進事業）	4
(3) 資源化リサイクル推進事業	4
(4) 啓発事業	4
(5) 乙訓環境衛生組合リサイクルプラザによる再生工房事業	5
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	10
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	15
(1) 廃棄物減量等推進員	15
(2) 排出指導の徹底	15
(3) 集団回収の促進	15
(4) 量販店等の資源化推進事業	15
(5) エコタウン推進事業	15
特記事項	16
1. 乙訓環境衛生組合におけるリサイクル体系	16
2. 第5項：排出量見込み（潜在量）について	17

分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄、（大量リサイクル）に支えられた社会経済システム・ライフスタイルを根本的に見直し、循環型社会形成に向けた取り組みを推進していく必要がある。

本市は、平成29年3月に一般廃棄物処理基本計画を改訂し、令和3年度には平成17年度比で排出量20%の削減、再生利用率約5%の増を目指しており、目標達成のためには社会を構成する市民・事業所及び行政等、全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、協力体制のもと履行していくことが重要である。

廃棄物処理は、隣接する乙訓2市1町で構成する一部事務組合の乙訓環境衛生組合で行っている。最終処分場である埋立地問題は、全国的に各行政の抱える課題となっているが、乙訓環境衛生組合の勝竜寺埋立地においても残余容量は余裕のない状況となっている。乙訓地域で新たな最終処分場建設候補地の目処は立っておらず、本市の廃棄物排出量は近年減少傾向にあるものの、厳しい状況が継続することには変わりはない。

このような状況のなか、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きなウエートを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出抑制、減量化の推進、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化等が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を下記に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組む、環境負荷の低減による環境にやさしい社会づくり
- ・ごみの減量化、資源化を行うことにより、最終処分場の延命を図る

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	3,307.00	3,301.81	3,296.64	3,291.43	3,286.23

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員（家庭部会及び事業所部会）を設置し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等に関する調査、研究を行い、積極的な啓発活動に取り組んでいく。

（1）牛乳パックリサイクル事業

市庁舎玄関の他、市内のスーパー、事業所等でも牛乳パックの回収ボックスを自主的に設置している所が多数ある。市で回収された牛乳パックはリサイクル施設へ引渡している。今後も回収拠点の増設に努めていく。

（2）環境美化推進モデル事業（エコタウン推進事業）

環境にやさしいまちづくりを実践するため、地域自治会や各種団体で行うごみ減量化事業・リサイクル推進事業に対して助成・支援を行い、環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。

- ① 分別収集整理指導事業
- ② 資源化リサイクル推進事業（資源ごみ集団回収事業）
- ③ 出前講座開催事業
- ④ その他環境美化推進事業

（3）資源化リサイクル推進事業

自治会、町内会、子ども会等民間団体や地域住民で自主的に活動する団体が、市に登録し、古紙等資源物の回収を行っている。その集団回収に対して助成・支援を行い、資源のリサイクルを促進していく。また、資源ごみ拠点回収場所を設け、市内在住者・市内事業所からの排出を可能としている。

（4）啓発事業

① 広報等による啓発

分別収集に適正な排出方法の啓発及び指導、マイバッグ持参等ごみの減量を「広報紙・ホームページ・ごみ減量のしおり・ごみお知らせアプリ」等によって啓発していく。

② 環境学習会の実施

出前講座、保育所及び小学校の環境学習等、環境に関する各種学習会を実施することにより、地域住民の環境意識の向上に努める。

③ ごみ分別指導（廃棄物減量等推進員事業）

排出される資源物及び不燃物が、分別ステーションで正しく分別されているか、マナーは守られているか等、廃棄物減量等推進員が排出方法について現場で指導し、市民に協力を呼びかける。また、マイバッグ持参の街頭啓発を行い、レジ袋の削減運動を行う。

(5) 乙訓環境衛生組合リサイクルプラザによる再生工房事業

収集された廃棄物から再生できる廃棄物を再生工房で再生し、展示する施設を併設。また、ガラス工房等市民が体験できるコーナーを設置しており、より一層のリサイクルへの啓発を行っていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材等及び乙訓環境衛生組合の選別施設を勘案し、収集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとする。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、市拠点回収や集団回収により自主回収ルートで再資源化を図ることとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鉄製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミが使用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	60.36		60.27		60.17		60.08		59.98	
主としてアルミ製の容器	79.51		79.39		79.26		79.14		79.01	
無色のガラス製容器	204.78		204.46		204.13		203.81		203.49	
		204.78		204.46		204.13		203.81		203.49
茶色のガラス製容器	108.38		108.21		108.04		107.87		107.70	
		108.38		108.21		108.04		107.87		107.70
その他のガラス製容器	99.80		99.64		99.48		99.33		99.17	
	58.88	40.92	58.78	40.86	58.69	40.79	58.60	40.73	58.51	40.66
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く）										
主として段ボール製の容器包装										
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	－		－		－		－		－	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	142.71		142.49		142.26		142.04		141.82	
	142.71		142.49		142.26		142.04		141.82	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	432.09		431.41		430.74		430.06		429.38	
	432.09		431.41		430.74		430.06		429.38	
	（うち白色トレイ）		－		－		－		－	

※各品目の2段書き分・・・左欄（引渡量）・右欄（独自処理量）

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務法令で定める物の量の見込み＝分別基準適合物の原単位×人口推計

また、実績より人口推計を令和6年度まで、次のとおり算定した。

(単位：人)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
80,876 (対前年度比) (△0.157%)	80,749 (対前年度比) (△0.157%)	80,622 (対前年度比) (△0.158%)	80,495 (対前年度比) (△0.158%)	80,368 (対前年度比) (△0.158%)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物のうち、缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色・茶色・その他）、ペットボトル、その他プラスチック、飲料用紙製容器、段ボールの9品目について現行の収集体制を活用して行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、市拠点回収や自治会及び市民団体が集団回収を実施し、民間業者による再資源化が図られている。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集	乙訓環境衛生組合
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色ガラスびん		
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん		
	その他のガラス製容器	その他ガラスびん		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック		
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	店頭拠点回収 市拠点回収	民間資源 回収業者
	段ボール	段ボール	集団回収 市拠点回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色・茶色・その他）の容器包装廃棄物は、乙訓環境衛生組合のリサイクルプラザで選別、圧縮、梱包、保管を行う。一方、ペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物については同組合のプラプラザにおいて、選別、圧縮、梱包、保管を行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、市拠点回収や集団回収方法により民間業者が再資源化を行っている。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集容器	収集車	中間処理
缶類	スチール	鉄製コンテナ 及び折畳容器	2 t／パッカー車	乙訓環境衛生組合 (リサイクルプラザ)
	アルミ			
びん類	無色ガラス	プラスチック製 コンテナ	2 t／ ダンプトラック車	
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
プラスチック製容器包装	ペットボトル	ペット樹脂製 折り畳み容器	3. 5 t／ パッカー車	乙訓環境衛生組合 (プラプラザ)
	その他プラスチック 製容器包装	ペット樹脂製 折り畳み容器	2 t／パッカー車	
紙類	飲料用紙製容器	拠点回収 市拠点回収		民間資源回収業者
	段ボール	集団回収 市拠点回収		

分別収集に必要な施設計画(その1)

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄
1 排出容器				
①鉄製大型 コンテナ及び折畳 容器ペット樹脂製	a 缶 (スチール、アル ミ缶を分別収集)	<仕様> 大型コンテナ 材質 スチール製 容量 490ℓ コンテナ1個の有効外寸 700 mm×700 mm×1,000 mm 数量 収集ステーション1ヵ所あ たり4～6個 <仕様> 折畳容器 材質 ペットボトル再生樹脂 容量 343ℓ 容器1個の有効外寸 700 mm×700 mm×700 mm 数量 収集ステーション1ヵ所あ たり4～6個	市	昭和53年11 月から分別収集 開始
②箱型 プラスチックコン テナ	b ガラスびん (無色、茶色、そ の他色を分別収 集)	<仕様> コンテナ(3色) 材質 ポリプロピレン 容量 46.7ℓ コンテナ1個の有効外寸 521 mm×363 mm×308 mm 数量 収集ステーション1ヵ所あ たり30～54個	市	同 上
③箱型 折畳容器ペット樹 脂製	c ペットボトル	<仕様> 折畳容器 材質 ペットボトル再生樹脂 容量 343ℓ 容器1個の有効外寸 700 mm×700 mm×700 mm 数量 収集ステーション1ヵ所あ たり3～4個	市	平成11年4月 から分別収集開 始

④箱型 折畳容器ペット樹脂製	d その他プラスチック	<仕様> 折畳容器 材質 ペットボトル再生樹脂 容量 343ℓ 容器 1 個の有効外寸 700 mm×700 mm×700 mm 数量 収集ステーション1ヵ所あたり 10 個～30 個	市	平成13年4月から分別収集開始
2 集積場所	a～d	資源物専用集積ステーション利用 市内約200箇所	市	

※ 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画(その2)

【運搬段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄
1 専用車両				
①資源回収用 パッカー車	a 缶	＜仕様＞ 形状：最大積載量 2,000 kg 数量：2～3台	市	昭和53年11 月から分別収集 開始
②資源回収用 ダンプトラック車	b ガラスびん	＜仕様＞ 形状：最大積載量 2,000 kg 数量：3台	市	同上
③資源回収用 パッカー車	c ペット ボトル	＜仕様＞ 形状：最大積載量 3,500 kg 数量：1台	市	平成11年4月 から分別収集開 始
④資源回収用 パッカー車	d その他 プラスチック	＜仕様＞ 形状：最大積載量 2,000 kg 数量：3台	市	平成13年4月 から分別収集開 始
⑤排出容器運搬用 ダンプトラック車 (パワーゲート付)		＜仕様＞ 形状：最大積載量 2,000 kg 数量：6台	市	昭和53年11 月から分別収集 開始

※ 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画(その3)

【中間処理段階】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	中間処理施設
缶	スチール	スチール缶	リサイクルプラザ 資源化施設 選別圧縮保管
	アルミ	アルミ缶	
ガラスびん	無色ガラス	ガラスびん	
	茶色ガラス		
	その他ガラス		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	プラプラザ 資源化施設 選別圧縮梱包保管
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック	

※ 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

- ◆ プラプラザ施設 長岡京市勝竜寺下長黒1-1番地
- ◆ リサイクルプラザ施設 乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

乙訓環境衛生組合の構成市町は、ごみの収集に関して、現在は次の9種類（①～⑩）に分けて、分別収集を実施している。

なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は、資源物として収集する。

- ①可燃ごみ 紙類、厨芥、草木類等可燃物
- ②粗大ごみ 木材類、家具、家電製品（家電5品目を除く）、金属製家具、自転車等
- ③缶類 スチール缶、アルミ缶
- ④びん類 ガラスびん（茶色、無色、その他の色）
- ⑤その他不燃物 金属類、ガラス類、陶磁器類等
- ⑥ペットボトル
- ⑦その他プラスチック
- ⑧スプレー缶・カセットボンベ
- ⑨筒型乾電池
- ⑩蛍光灯

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、分別収集計画が実効あるものとするために、次の取り組みを進める。

(1) 廃棄物減量等推進員

自治会、一般市民、事業所からの委員で構成された廃棄物減量等推進員を設置し、市民が主体となったマイバッグキャンペーン等ごみ減量施策及びリサイクル活動を推進する。

(2) 排出指導の徹底

シルバー人材センターの人員を活用して実施している分別排出指導と合わせ、今後は廃棄物減量等推進員及び自治会等市民団体と協力し、適正排出指導についての継続的な取り組みを行う。

(3) 集団回収の促進

地域活動の一環として、自治会・子供会及びその他市民団体が実施している資源ごみ集団回収事業に対しての支援を今後においても継続実施していく。

(4) 量販店等の資源化推進事業

量販店に廃棄物の削減、再生品の購入促進を促す。また、レジ袋等過剰包装の削減協力を販売店と消費者である市民に訴える。

(5) エコタウン推進事業

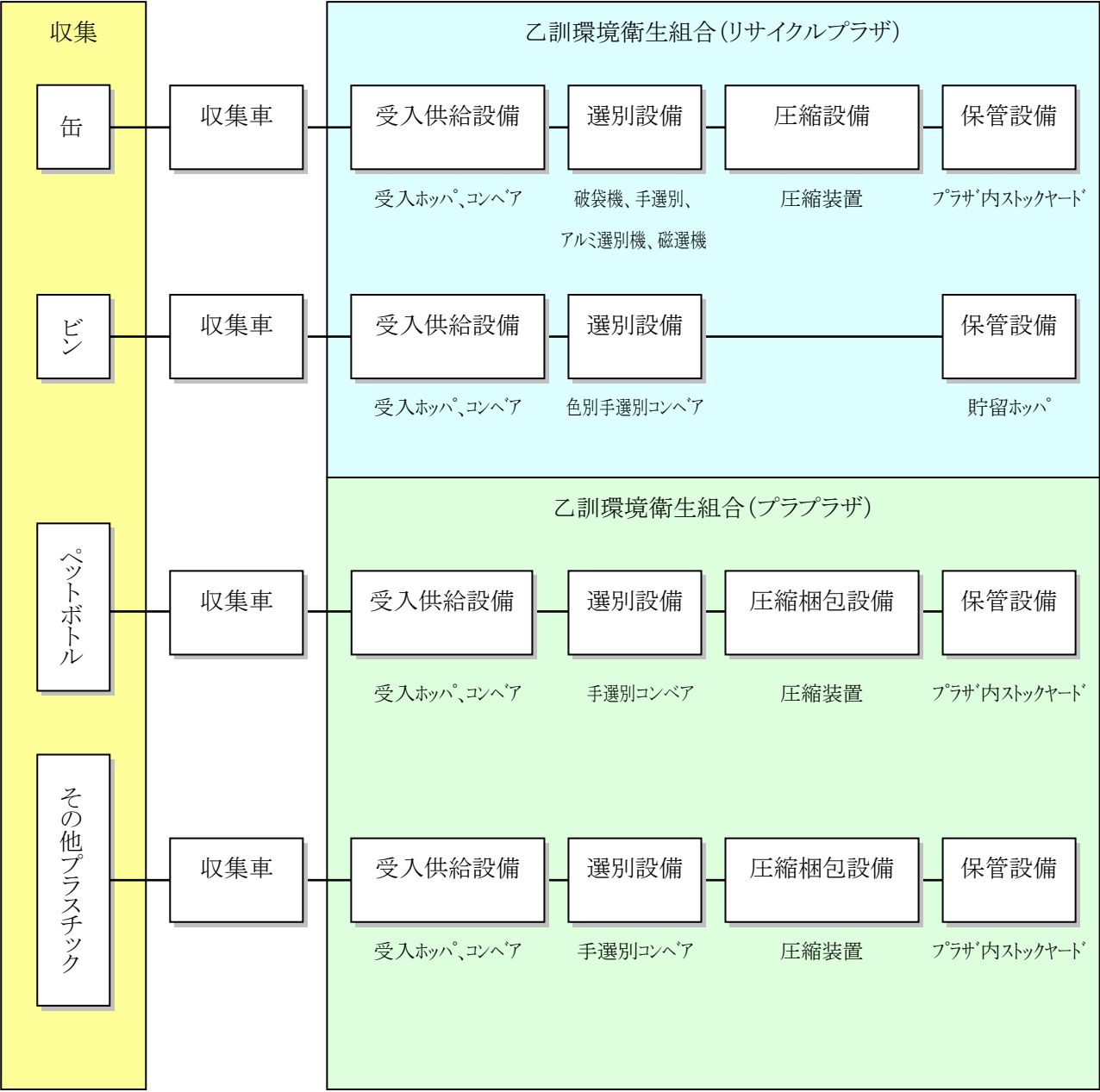
自治会の住民が自主的かつ自発的に排出指導、集団回収、アルミ缶リサイクル回収など、地域美化運動及び学習会を行う。市はそれに対しての助成・支援を行うことにより環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。

特記事項

1. 乙訓環境衛生組合におけるリサイクル体系

資源回収に関する収集処理の流れは次のとおりである。

令和元年度（現有体制）



2. 第5項：排出量見込み（潜在量）について

長岡京市では、一部事務組合の乙訓環境衛生組合との共同作業により、ごみ減量とごみの資源化を推進し、現在の分別収集を進めていくこととする。ごみ量の予測は直近年度の実績により、人口推計、ごみ原単位を基に令和6年度までの将来数値を算定した。

なお、容器包装廃棄物排出量の見込みについては、令和元年4月に環境省より資料提供された、「市町村分別収集計画作成手引き」（九訂版）に示されている「表2-3-1ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」平均の構成割合を採用した。

※ 参 考 乙訓2市1町の人口：15万5,000人に係る容器包装廃棄物量

資料1 第9期 分別収集計画量算出表（令和2年度～令和6年度予測量）

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物量

（単位：t）

種類区分／年度		構成割合	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
廃棄物排出量 （粗大ごみを除く）		100%	15,673.03	15,648.42	15,623.80	15,599.19	15,574.59
缶	スチール	0.70%	109.71	109.54	109.37	109.19	109.02
	アルミ	1.00%	156.73	156.48	156.24	155.99	155.75
ガラスびん	無色ガラスびん	1.80%	282.11	281.67	281.23	280.79	280.34
	茶色ガラスびん	1.30%	203.75	203.43	203.11	202.79	202.47
	その他ガラスびん	0.70%	109.71	109.54	109.37	109.19	109.02
プラスチック	ペットボトル	1.70%	266.44	266.02	265.60	265.19	264.77
	その他プラスチック製容器包装	7.50%	1,175.48	1,173.63	1,171.79	1,169.94	1,168.09
紙類	飲料用紙製容器	0.50%	78.37	78.24	78.12	78.00	77.87
	段ボール	3.10%	485.86	485.10	484.34	483.57	482.81
	その他紙製容器包装	2.80%	438.84	438.16	437.47	436.78	436.09
容器包装廃棄物量		21.10%	3,307.00	3,301.81	3,296.64	3,291.43	3,286.23

令和元年度 第9期 分別収集計画

京都府長岡京市

(環境経済部環境業務課ごみ減量推進担当)

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1-1

Tel(075)951-2121(代表)